

会 員 各 位

姫路市・西播
介護サービス事業者連絡協議会
会長 田上 龍太郎

3部会（居宅介護支援・施設・居宅サービス）合同勉強会開催について

時下 益々ご清祥の事とお慶び申し上げます。

平素より、当協議会の運営に多大なるご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記勉強会を下記の通り開催します。今回は令和5年度中に義務化されます『BCP（事業継続計画：business continuity planning）の初期編』としてオンライン（Microsoft teams）で開催することとなりましたので、ご案内申し上げます。お忙しい時期とは存じますが、多数のご参加をお願いします。

記

1. 日時 令和4年2月24日（木） 13：30～15：30

内容

●BCP研修会

（講師）

株式会社 福祉リスクマネジメント研究所 所長
一般財団法人 鳥野財団 代表理事 鳥野 猛 様（びわこ学院大学 学部長 教授）

2. 申込方法（メールでのお申込み）

- ・宛先 E-mail：ageha-tadera@p-1.ne.jp
- ・件名に「BCP勉強会参加」と入力
- ・メール本文：お名前、職種、所属および連絡先（TEL・FAX）

※申込み確認後、2月20日前後にメールにて詳細をお送りします。

3. 参加申込締切

令和4年2月20日

※BCPの第2回研修会（フォローアップ研修会）を4～5月ぐらいに予定しております。

法人内の案内にご協力下さい

BCPの必要性について

BCP（事業継続計画： business continuity planning, ）

令和3年度介護報酬改定に際し、事業所は3年の猶予（令和5年度中まで）期間はありますが策定が義務化されました。

災害に対する備えに100%の答えはありませんので、常に見直しを図る必要性があるのではないのでしょうか。

内閣府のガイドラインでは「大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させる為の方針、体制、手順等を示した計画の事」と記載されています。間違いやすいのに「防災計画」があります。介護事業所であれば名称は違っても「災害時マニュアル」などの形で作成しているかと思います。防災計画は災害等からご利用者やスタッフを危機から守り被害を最小限

に止める為にあります。BCPとも共通点はありますが事業継続のためではなく、あくまでいかに防ぐ・守るという防災の観点から作られ、防災計画は備えの一つです。事業を継続するためにはさらに先を見据えた計画が必要です。介護事業は、有事の時こそ事業継続が求められる事業といえ、例えば、感染症が蔓延したからと言ってご利用者へのサービスを全て停止することはできません。要介護者の中には、サービスが無ければ日常の生活を送ることさえも難しい方がたくさんおられます。その方の生命や生活を支えるために介護サービスを提供し続けること、つまり事業の継続が求められます。自然災害の想定だけではなく、感染症、設備の故障、トラブル、情報セキュリティのリスクなどあらゆる観点からリスクを考えるようになります。BCP策定している事業所では、1. 業務優先順位が明確になった。2. リスクに対する意識が向上した、3. 業務の定形化が進んだ。という意見が出されています。

計画策定については、厚生労働省からもガイドラインひな形等が開示されていますのでそちらを参考にしてください。

令和4年1月10日

姫路市・西播
介護サービス事業者連絡協議会
会長 田上 龍太郎

姫路市・西播介護サービス事業者連絡協議会

【事務局】株式会社 揚羽蝶

TEL 079-299-2877 FAX 079-299-2878

E-mail:ageha-tadera@p-l.ne.jp

担当：中藤 靖雄